

柱1 市民とともに 次世代につなぐ森を育む



森(樹林地)の多様な役割や機能が発揮されるよう、
緑のネットワークの核となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、
保全した森を市民・事業者とともに育み、次世代に継承します。

概要

都市における森は、都市の骨格をつくる貴重な要素であると同時に、生き物の生息・生育の場であり、地球温暖化対策への貢献、市民のレクリエーションの場など、多くの役割や機能があります。さらには、樹林地や農地が一体となって横浜らしく美しい景観を形成している地域も存在します。これらを次世代に引き継いでいくため、森の持つ多様な役割や機能が発揮されるよう、土地の所有者や地域の住民など、市民・事業者とともに森の保全、育成、活用に取り組みます。



森づくり体験会

計画の内容

施策1：まとまりのある樹林地の保全・活用

- 事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り**
 - (1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
- 事業② 良好な森の育成**
 - (1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進
 - (2) 指定した樹林地における維持管理の支援
- 事業③ 森に関わる多様な機会の創出**
 - (1) 森づくりを担う人材の育成
 - (2) 森づくり活動団体への支援
 - (3) 森に関わるきっかけづくり
 - (4) 森の多様な楽しみづくり

施策1 まとまりのある樹林地の保全・活用

事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

市内に残る樹林地の多くは民有地であり、まとまりのある樹林地を保全して次世代に引き継ぐためには、土地を所有する方が、できるだけ持ち続けられるよう支援することが必要です。そこで、緑地保全制度に基づく指定により、土地を所有する方へ各種支援を行い維持管理の負担を軽減することで、樹林地を保全します。また、土地所有者の不測の事態等による、樹林地の買入れ申し出に対応します。

(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

● 緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の保全

土地所有者ができるだけ樹林地を持ち続けられるよう、固定資産税等の減免などの優遇措置の適用や維持管理などの負担軽減が可能となる緑地保全制度による指定を進め、樹林地等を保全します。

● 樹林地の指定目標：5か年で180haの指定を目指します。

「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」の5か年の計画期間では、樹林地が持つ生物多様性の保全や雨水の貯留・涵養、レクリエーションなどの多様な機能を効果的に発揮する大きなまとまりのある樹林地の保全を重点的に推進し、180haの指定を目指します。



既指定樹林地に隣接する樹林地の指定

既指定樹林地のきめ細やかな指定

● 土地所有者の不測の事態等による土地の買取り

特別緑地保全地区の指定地等で、所有者に不測の事態等が発生し、市へ土地の買入れ申し出があった場合に、市が買取りに対応します。

● 保全した樹林地の整備

市民の森や市が取得した樹林地について、良好に維持管理するため、管理に必要なスペースの確保、柵の設置やのり面の安全対策、越境している樹木等のせん定や間伐などを行います。また、市民の森では、散策路などの市民が自然に親しむための施設の整備を行います。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
①	(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑地保全制度による新規指定：180ha ● 保全した樹林地の整備：推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な機能を効果的に発揮する大きなまとまりのある樹林地の保全を重点的に推進 ・市による買取りの想定面積：100ha

緑地保全制度とは...

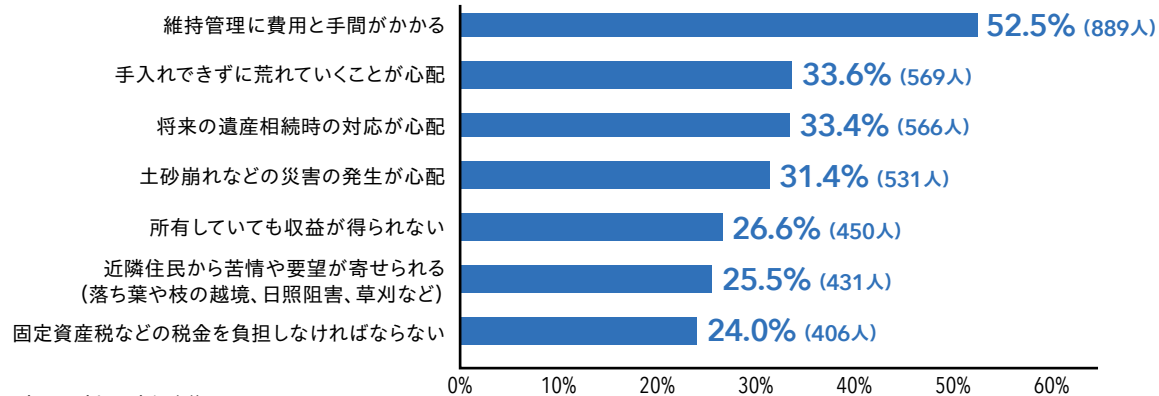
緑地保全制度は、樹林地を中心とする緑地を保全するための制度で、法律に基づく制度と条例に基づく制度があり、樹林地の状態や地形、周辺の環境など、土地の特性を考慮しながら土地所有者の協力を得て、制度の指定を進めます。緑地保全制度により指定されると、土地の形質の変更(木竹の伐採、建築等)などに制限を受けますが、様々な優遇措置があります。

代表的な緑地保全制度の特徴

制度の名称	根拠法令	特徴	主な優遇措置
特別緑地保全地区	都市緑地法	おおむね1,000㎡以上のまとまりのある貴重な緑地を、都市計画により永続的に保全します。	①固定資産税評価額が1/2 ②相続税評価額8割減(山林・原野) ③市への買入れ申し出が可能
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域内で良好な自然環境を形成する相当規模の緑地を、都市計画により永続的に保全します。	
市民の森	・緑の環境をつくり育てる条例 ・各制度の詳細を定める要綱	所有者のご協力のもと、おおむね2ha以上の緑地を保全するとともに市民の憩いの場として利用させていただく制度です。	①固定資産税及び都市計画税の減免 ②緑地育成奨励金の交付 ③契約更新時に継続一時金の交付 ④不測の事態等が発生した場合、市は買入れ相談に対応
緑地保存地区		市街化区域に残る500㎡以上の身近な緑地を保全する制度です。	①固定資産税及び都市計画税の減免 ②契約更新時に継続一時金の交付
源流の森保存地区		市街化調整区域に残る1,000㎡以上の良好な緑地を保全する制度です。	①固定資産税の減免 ②契約更新時に継続一時金の交付

樹林地を所有するうえで困っていると感じていることは...

横浜の緑に関する土地所有者意識調査で、樹林地をお持ちの方へ聞きました



(2022(令和4)年実施
「横浜の緑に関する樹林地所有者意識調査」結果より)

n=1,693 複数回答

緑地保全制度に基づく指定により、維持管理に対する助成や固定資産税等の減免などの優遇措置を実施することで、土地所有者の負担軽減につながります。